

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則

富田林市立公民館管理運営規則（昭和 49 年富田林市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、富田林市施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して申請をする場合は、この限りでない。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とする。

第 4 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、使用者がシステム利用者のときは、この限りでない。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、予約システムを利用して使用許可の申請をした者（以下「システム利用者」という。）に対しては、使用許可書の交付を省略することができる。この場合において、委員会は、使用の諾否を予約システムによって応答するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市立公民館管理運営規則の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

富田林市立公民館管理運営規則（昭和49年富田林市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(使用許可)</p> <p>第4条 富田林市立公民館設置及び管理条例(昭和28年富田林市条例第12号)第3条に規定する使用の許可は、使用を希望する期日の1月前から前日までに、公民館施設(備品)使用許可申請書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 前項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が公民館を使用するときは、公民館施設(備品)使用許可書を職員に提示し、その指示を受けなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第4条 富田林市立公民館設置及び管理条例(昭和28年富田林市条例第12号)第3条に規定する使用の許可は、使用を希望する期日の1月前から前日までに、公民館施設(備品)使用許可申請書(様式第1号)により行わなければならない。<u>ただし、富田林市施設予約システム(以下「予約システム」という。)を利用して申請する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、委員会は、<u>予約システムを利用して使用許可の申請をした者(以下「システム利用者」という。)</u>に対しては、<u>使用許可書の交付を省略することができる。この場合において、委員会は、使用の諾否を予約システムによって応答するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 前項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が公民館を使用するときは、公民館施設(備品)使用許可書を職員に提示し、その指示を受けなければならない。<u>ただし、使用者がシステム利用者のときは、この限りでない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>